太陽光発電設備導入事業（屋根貸し）　実施要領（ひな型）

１．趣旨

　本実施要領は、【自治体名】が所有する公共施設の屋根や未利用地等に太陽光発電設備等を導入し、売電を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

２．事業概要

1. 【事業名】

事業者の信憑性担保や、書類確認の手間削減などの理由で、記載を行う自治体が多い。ただし、随時登録申請を受け付けておらず、申請可能期間を定めている自治体においては、公示後の申請では間に合わない可能性があり、提案可能事業者の範囲を大幅に狭めることに繋がりかねない。提案事業者数の確保のためには、本記載の削除も検討する。

1. 【事業場所】

別添仕様書のとおり。

1. 【事業期間】

別添仕様書のとおり。

1. 【担当部署】

３．参加資格

1. ***競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。***【任意】
2. 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
3. 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
4. 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
5. 本事業と類似の事業履行実績として、過去５年度の期間において実績を有すること（記載は〇件まで可とする）。

実績として認める事業を明確にする。

備考【選択】

***・民間を含めた太陽光発電事業の採用実績***

***・企業、地方公共団体所有施設等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）***

***・公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績***

***・類似の事業とは、施設の屋上又は屋根等における〇〇kW以上の太陽光発電設備等設置工事の請負又は発電事業をいう。***

1. 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

1. 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後３年を経過した者については、この限りでない。

エ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ　市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ　当該自治体競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

４．提出書類

原則として、紙資料にて提出する。また、以下（１）～（４）の他に（自治体名）が別途書類の提出を求めることがある。

なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

1. 企画競争参加申請書【共同企業体による申請の場合は協定書を追加する】

様式は自治体の所定の様式を活用する。

様式〇に必要事項を記入し、提出する。

1. 会社概要

様式〇に必要事項を記入し、提出する。

競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者については、当該登録により担保されている内容に係る書類の提出は免除することが望ましい。

1. 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書）

エ 誓約書（様式〇）

納税証明書には複数種類があるため、具体的に指定をすると良い。

オ 賃借対照表及び損益計算書

カ 納税証明書（国税・県税等）

1. 企画提案書

ア 事業の実施内容（様式〇）

イ 事業実施体制（様式〇）

ウ 過去の類似業務実績（様式〇）

自治体が災害時に太陽光発電による電力を利用する場合に記載する。本項を記載する場合、求める災害時供給電力の容量等を具体的に記載しても良い。ただし、本項の条件を満たすために事業者のコストが上昇する可能性があることに留意する必要がある

エ チェックリスト（様式〇）

５．企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

1. 事業の実施内容（様式〇）

ア 設置計画及び維持管理計画

太陽光発電設備の設置計画（設置容量、工法等）及び維持管理計画は、提案者の企画提案のとおりとする。なお、事業者は、太陽光発電設備の設置時に既存の設備等の維持・管理に支障を生じないようにし、日常点検、メンテナンス等の太陽光発電設備に係る全ての維持管理を行うように計画すること。

イ 構造上の安全性

建築図面、構造計算書及び現地の状況等を確認のうえ、構造上の安全性が問題ないことを確認すること。

ウ 非常時・停電時に利用可能なシステム【任意】

***災害時等の停電が発生した場合は、対象施設に電力を供給できるようにすること。***

エ 使用料の算定

本事業に係る年間使用料の算定は、施設毎に提案者の提案により決定する。ただし、最低額を年額で１㎡あたり〇円（税抜） とする。提案により、これより大きな単価を提示する場合には、その使用料の算定根拠や考え方を提示すること。また、使用する面積の算定については、ソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）及び配線等の設置面積とし、ソーラーアレイについて、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとすること。

オ その他独自提案【任意：独自に指定する場合は記載する。以下は例示】

***自治体の特性を踏まえた独自提案／環境教育に係る取組***

1. 事業実施体制（様式〇）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 自治体内の業者の活用の提案【任意：地元貢献を重視する場合に記載する】

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（５年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

1. 過去の類似業務実績（様式〇）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

1. チェックリスト（様式〇）

様式〇～様式〇に記載をしたものに〇をつけるとともに、項目の一部について抜粋して記載すること。

６．企画提案書作成にあたっての留意事項

1. 記載の要件【選択：必要な項目のみ記載する】

***・業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。***

***・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。***

***・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。／Ａ４版、片面印刷で〇〇ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。***

***・表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。***

***・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。***

***・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。***

***・言語は日本語、通貨単位は円とすること。***

***・ワープロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ〇〇pt（10～12pt）以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、１行あたり39文字を限度に記入すること。***

***・上下左右に20mm以上の余白を設定すること。***

1. 企画提案書

・表紙をつけ、表題を記載すること。

・正本1部、副本〇〇部を作成する。

・提出できる企画は、１提案者につき１案までとし、複数案の提案は認めない。

また、１案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

７．提出方法等

1. 提出の形式・部数

・企画競争参加申請書（もしくは参加表明書）（様式①）、会社概要（様式②）、参加資格に係る書類：各〇部

・企画提案書（正本１部、副本〇〇部）

1. 提出期限

ア 企画競争参加申請書（又は参加表明書）（様式①）、会社概要（様式①）、参加資格に係る書類

令和〇年〇月〇日　〇時（必着）

・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

公募の段階でどこまで資料を提供するかは自治体の判断による。

・提出者には、各施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書等を提供する。

・参加資格の審査を行い、令和〇年〇月〇日までに結果を通知する。

・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

イ 企画提案書：令和〇年〇月〇日　〇時（必着）

1. 提出場所・提出方法

住所・担当課・担当者・電話・FAX・メールアドレス等

郵送又は直接持参とする。

1. 契約の締結について【任意：協定締結とする場合がある。】

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について自治体の確認を受けたのち、確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「【事業名】に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

８．質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式〇）を提出するものとする。

1. 質問受付

ア 受付期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日　〇時

イ 提出方法

Ｅメールで受け付ける。Ｅメールの件名は「【事業名】に関する質問」とすること。Ｅメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課のＥメールアドレスに提出すること。

1. 回答

回答は、ホームページに令和〇年〇月〇日　〇時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着

しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

９．企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、実施委員会において審査する。自治体は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

***企画提案者が１者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が〇〇点を超える場合には事業予定者として選定する。***【任意：下限点数を設定する場合に記載する】

1. スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

* 1. 企画競争実施の告示
  2. 質問受付
  3. 企画競争参加申請書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限
  4. ***施設見学申し込み期限***【任意】
  5. 対象施設の構造計算書、詳細図面等の提供
  6. 参加申請書提出者に随時提供する参加資格審査結果決定通知送付
  7. 質問に対する回答のホームページへの掲載

施設見学は事業者からの要望も多く、すべての施設を対象に実施することが望ましい（実際の屋根の空きスペースや周辺環境等が設備導入可否に影響するため）。実施する際は、事業者同士が鉢合わせしないことが望ましい（競合する事業者が明らかになってしまうため）ため、調整期間を長めに設定すると良い。どうしても現地での施設見学が難しい場合は、航空写真や既存設備の写真等を提供すると良い。

* 1. ***施設見学***【任意】
  2. 企画提案書の提出期限
  3. 一次（書類）審査
  4. 二次（ヒアリング）審査
  5. 事業予定者の発表（審査結果通知）
  6. ***契約の締結***【任意：協定締結とする場合がある】

1. 施設見学【任意】

***自治体が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和〇年〇月〇日までに担当者へ電話または電子メールで申し込むものとする。***

***なお、施設見学にあたっては、〇〇課及び施設管理者の指示に従うこと。***

***見学期間は、令和〇年〇月〇日～〇月〇日の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。***

1. 一次（書類）審査

ア 日時

令和〇年〇月〇日（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は〇社程度とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

1. 二次（ヒアリング）審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。

ア 日時

令和〇年〇月〇日（予定）

イ 会場

自治体会議室○○（予定） ※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

１企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

1. 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、二次（ヒアリング）審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

10．その他留意事項

1. 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は自治体に帰属する。

イ 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、自治体情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

1. 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
2. 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
3. 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
4. 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため自治体と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11．失格要件

企画競争参加申請書（参加表明書）提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

＜評価基準＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
| １．技術提案に関する事項 | 導入設備の内容 | ・技術提案の具体性及び妥当性 |  |
| ・設備容量 |  |
| 災害等、非常時利用の内容 | ・実用性の高い提案がされているか |  |
| ２．実施体制 | 工事遂行能力 | ・実施体制 |  |
| ・施工スケジュール |  |
| 業務遂行能力 | ・メンテナンス計画 |  |
| ・維持、管理等の実施体制 |  |
| 長期契約における事業継続性についての保証 | ・事業継続を保証できる提案となっているか |  |
| ３．実績 | 会社概要 | ・財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率） |  |
| 類似実績 | ・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか |  |
| ４．施設利用料 | | ・事業計画に対して施設利用料が適切か |  |

その他項目の例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
| 技術提案 | 地域特有の課題への対応 | 積雪・塩害・台風等への対応は妥当か |  |
| 創意工夫 | エネルギーの有効活用に関する提案、電力の地産地消等 |  |
| 環境への配慮 | 施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か |  |
| 地域貢献 | 地域事業者の活用  地域等への貢献 | 地域貢献についての提案がなされているか、自治体の特性を生かした独自提案となっているか、効果が期待できるか |  |

【評価項目の考え方の例】

・地元企業のほうが有事の際の対応がスムーズと考え、地域事業者の活用について加点した。

・テーマが「地産地消エネルギーの政策」であったため、地域貢献の配点を高めに設定した。

・レジリエンス向上の目的を達成するため、評価基準で災害時利用に関する配点を高めに設定した。